

令和2年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人 佐賀大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における環境物品等の調達実績の概要をとりまとめたので公表する。

1. 令和2年度の経緯

令和2年度における「環境物品等の調達推進を図るための方針」を策定し、環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

(1) 特定品目調達の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表のとおりである。

<目標達成状況>

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、目標数値(100%)どおりに達成したところである。

(2) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

環境物品等の調達の推進に当たって、可能な限り環境の負荷の少ない物品の調達に努めることとし、また、グリーン購入法適合品が存在しない場合についても、エコマーク等が表示され、環境保全に配慮されている物品を調達することについて配慮した。

(3) 当該年度調達実績の評価

本学においては、物品等の調達において概ね当初の年度調達目標を達成できたと認められる。

令和3年度以降の調達においても引き続き環境物品等の調達推進を図り、教育研究上の必要性等を考慮しつつも、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に勤めるものとする。